

第17期第2回 かながわ人権政策推進懇話会 議事録

日時：令和7年6月11日（水）14時00分～16時00分

場所：県庁西庁舎7階702会議室

1 議題

（1）令和6年度かながわ人権施策推進指針の取組状況について

（2）人権意識調査案について

2 議事録

（1）令和6年度かながわ人権施策推進指針の取組状況について

○萩原委員

いくつか数字の確認と質問をさせてください。No.4 精神保健福祉センターの取組みについて、心の電話相談事業の相談件数が、2023年度と2024年度でかなり違うと思われるので、2024年の実績はこれで合っているのか確認いただきたい。もし合っているのであれば、逆になぜこれだけの数の増加があったのか、特別な特定相談が入ったというだけでは説明できない数字かなと思いますので、確認いただいたほうがいいのではないかと思います。

No.32の雇用労政課の取組で、街頭労働相談会が倍ぐらいの相談を受けていますが、何か相談しやすくなるような取り組みをされたのかどうか。街頭で「相談を受けています」と言っているだけではなかなか倍にはならないという気がするのですが、それとも特に変化はないけれどこんなに困ってる人が増えたんだということなのか、そこが知りたいと思いました。最後に、No.18障がい者の共生推進本部の取組で、全国権利擁護ネットワークとの共催で、パネルディスカッションと表彰式をやるというイベントは、令和5年と令和6年の実績について、テーマにもよるし、やっている日にちにもよるから、必ずしもこの数字だからどうだろうだということではないのですが、この時期にこうやるってことの広がりとか実感とか、やっている甲斐みたいなものをどう受けとめていらっしゃるのか、というようなことが伺えたらなと思いました。以上でございます。

○炭谷座長

はいわかりました。どうもありがとうございます。確かに最初おっしゃった数字はちょっと異常な推移ですね、何か間違いじゃないのかな。今3点ばかりご質問いただきましたけど、お願いします。

○事務局

いただいたご質問の1つ目のまず数字については、関係局に確認して、次回ま

でに回答させていただきたいと思います。次に2つ目の質問について、雇用労政課の相談事業の件についても、関係課に確認して改めて回答させていただきたいと思います。街頭労働相談会の件数についてということで、確認させていただきます。

○小手室長

18番の全国フォーラムですけれども、去年に引き続き、外郭団体さんとタイアップというか、ご一緒にという形で、例年は全国持ち回りで実施されているものですが、2年連続やらせていただきました。もともと一昨年はちょうど当事者目線条例ができるタイミングというところで、一緒に条例化に向けて歩みをともにしてくださった方が所属されている団体ということもあり、しっかり発信をしていかなければならないというところで1回目開催させていただきました。時期的に3月の皆さまお忙しい時期だったところもあって、広く一般の方を募らせていただきましたけれども、やっぱり意識のある方や関係者が多くご参加いただいたかなと思っております。まだまだ道半ばというところもございまして、いろんな形で発信していますが、もう1回やってみようということで、2年目やらせていただいたところでもございます。オンラインも含めて、相当の数の方には見ていただけたのかなと思っておりますが、自分は関係ないと思っているような方々をどう巻き込んでいくのかが、今私たちに課せられている大きな課題と思っておりまして、今年度、課題感も含めて見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

○炭谷座長

確かにフォーラムのオンライン配信数の視聴数はもっと多くてもいいような感じがしますよね、神奈川県の人人口規模からすれば。

○根本委員

解放同盟の根本です。私たちも県立高校での人権教育、講話型でやらしていたいてるんですけども、高校だけなので、小中の場合は各市町村に言わなければいけないのか。我々は、むしろ小中でもやっていただきたいと思っているんですけども、その辺は県というよりも市町村なのか、或いは、県に要請してやりとりをすればいいのか。

もう1点はインターネット上の、No.40「インターネットモニタリング及び削除依頼の実施」に削除依頼件数として出ているんですけども、削除件数としては法務局からの知らせは県の方にもないということで、件数は出てないということで理解してよろしいんでしょうか。

○杉崎専任主幹

1 点目のご質問については、県域の小中学校は4つ教育事務所が管轄しています、(県教委に要請されると、)教育事務所を通して市町教育委員会の方につなげていくということになります。

○事務局

削除依頼件数については記載させていただいたとおりですが、その中でいくつ削除されたかというのが、なかなか法務局からも情報提供はいただいていないので、なるべく県でも職員が確認して、その時点の件数は一応出ることには出ますが、なかなか最新の情報が追いきれてないという状況です。

○炭谷座長

ただこの場合の削除件数というのはそんなに実績は多くないですね。法務省の場合でも、大体二、三割でしょうか。むしろ、削除されない方が多いですね。他に何かございますか。

○澤田委員

それでは私の方から、先ほどの方と似たような質問・意見ですが、No.10「県施設での生理用品の配布」ですが、生理用品無料提供サービスが令和5年から6年で増えていて、非常に良いなと思っていますが、学校教育現場、中学校とか高等学校では配布されているのか。

それから、No.13「かながわ女性の不安・困りごと相談室」で、非常に充実した相談が行われているなと思いました。それで、この相談事業の内容が委託事業なんですけれども、この訪問支援や同行支援とかも委託事業で行っているのでしょうか。電話とかメールの相談を委託事業でされていると思っているんですが、そこに訪問や同行支援とか、他機関への連携というのが入っているのかどうか。

それから同じくNo.16「配偶者暴力相談支援センターによる支援の実施」ですが、令和6年が今集計中とのことですが、令和5年度と大体同じような傾向なんですか。

それから、ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、犯罪被害者についてですが、この間もストーカーされていた方が亡くなられて、相談されてたけれどもご家族の認識と県警の考えの差が大分あったような感じがしたんですけど。それでNo.33「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」でも令和6年はちょっと件数が減っていますが、この面談相談とか医療機関とかそういったところの支援は直接行政の担当者が行っているものなのか、「かなライン」で行っている

ものなのかというのを教えていただきたい。

最後、No.39の「性的マイノリティのLINE相談」ですが、こういった相談が行われてるのか、**典型的**なもので結構ですので教えていただければありがたいと思います。

○杉崎専任主幹

教育局行政課の杉崎です。**令和3年度10月から**、生理用品を買うための予算が各県立学校についていますので、各学校で用意をして女子トイレにおいている状況です。

○澤田委員

県立学校というのは、高等学校のことでしょうか。

○杉崎専任主幹

高等学校はあります。すみません、中等教育学校と特別支援学校については確認し、**事務局に回答します**。

○事務局

続いて2つ目のご質問については確認した上で、改めて回答させていただきます。

No.16の配偶者暴力相談支援センターの相談件数ですが、本日記者発表があり、最新の件数が出るということなので改めて提供させていただきます。

No.33の「かなライン」のご質問についても、くらし安全交通課に確認して改めてご回答させていただきます。

続いてのご質問ですが、かながわ性的マイノリティのLINE相談ですが、令和6年度から実施した事業になります。相談件数は記載の通り311件ですが、内訳として一番多い相談内容は性別違和に関する相談です。また、アンケートをとっていますが、役に立ったという回答が8割を超えている状況ですので、相談件数これからもっと伸びていくかなと思いますが、満足いただいたというご回答が多い状況になっております。

○炭谷座長

それでは他の委員の方、ご質問どうぞご自由にお願いします。それでは小向さんお願いをいたします。

○小向委員

中央大学の小向です。項目13のインターネットのところですが、情報流通プラットフォーム対処法が4月に施行されています。これは大規模なプラットフォームに対して、削除請求があったときの対処とか、あらかじめ指針を定めるとか、そういうことを義務づけるのが目玉になってる法律改正だと理解しておりますが、この法律を受けて実施されていることがありましたら教えてください。

○事務局

インターネットの誹謗中傷についてはモニタリングを実施しておりまして、神奈川県としてはこの法律に先立って令和6年の3月からプロバイダーに対し直接削除要請を始めています。それについては着実に1年間以上続けておりまして、成果が上がっているかなと実感しているところです。この法律の施行をもって、直接的な動きはまだできてないところですが、各大規模プラットフォーム事業者の動向をみつつ、もっと効果的な削除要請の方法があるのではないかとというところで検討しているところでございます。

○小向委員

ありがとうございます。この法律で、あらかじめ対応方針や対応手順とかを明確にしなければいけないということになったので、どんな対応方針なのかということは、こういった活動する際に把握し、それをもとに踏み込んだ協議をしたりできるのかなと思って伺いました。また、教えていただければと思います。

○炭谷座長

鈴木先生、何かご質問ありましたか。

○鈴木委員

ご質問申し上げます。資料の4ページNo.20「ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発事業」のところで、こういった形で進めていただけているということ自体は大変理解をしておりますし、さらに進めていただきたいというに思っておりますが、他方で、神奈川県が実施した県民ニーズ調査というのがございますけれども、このニーズ調査では直近5年間なんですけれども、令和2年が「この憲章を知らない」という人が75%、4分の3ぐらいございました。そこから、年を経るごとにこの啓発の効果があつたのか、70%、71%、66%、58%という形で、知らないという人が減って参りました。すなわち、憲章の周知が行き届き始めたということが、効果数字としても表れてるように見えますが、令和6年度におきましては、「この憲章を知らない」という人が68.6%、10ポイント増えて、令和4年度の数字に近い数字に戻ってしまっています。ということは、理由はよくわ

かりませんけれども、もうこの事件も今年の7月26日で9年目を迎えるわけでございます。よく10年一昔というふうに言いますけれども、大変大きな事件であり、それをきっかけにしてできたこの憲章ですが、事件の風化とともに、この憲章も、関心を持つ人が少なくなってきたのではないかなと少し推察をいたしまして、ぜひ、この辺りの取り組みをより強固に進めていただく必要があるのではないかと、意見を申し上げたところでございます。以上です。

○小手室長

ご意見ありがとうございます。県民ニーズ調査は920万人口の中で無作為抽出で3000人が選ばれ、そのうちの1200ぐらいから回答があり、それを毎年重ねているのですが、調査のやり方が少し変わってしまったというところが、少し悪い方に結果に出てしまったと思います。ただ、おっしゃっていただいた通り、いろんなところで憲章のPR活動をやって参りましたが、この事件のことをちゃんと説明すると「あったね」と思い出してもらうんですけども、一瞬「？」という顔をされてしまう割合というのが実感として増えています。あと若い方は、そもそも事件があったときはまだ年齢が低くて、記憶がないという方もいらっしゃると思っています。ただ、憲章を知っている・知らないということだけで共生社会を計っていくことでいいんだろうかというのを、昨年議会とでかなり議論させていただきました。共生社会を作っていくためにはもちろん知っていただきたい。その思いで必死にやって参りましたが、条例や憲章が意図する思いを理解をしていただければ、条文そのものを知らなくても、一条一条空で言えなくても、本当はいいんじゃないかなと。認知度だけで計っていくのはどうなんだろうということも議論させていただいております。そして、お互いを知らないということをもって、偏見とか差別に繋がっていると考えているところですので、もっと皆さんと同じ時間を過ごす、お互いに知り合う機会を増やしていく方が、あっちこちに憲章のポスターを貼ったりすることよりも、もっと意義深い部分があるんじゃないかなという議論を重ねているところです。今年は、その辺のバランスをそういった実感を伴うような取り組みをしっかりと増やし、共生社会の実現につなげていくというような形で、施策を一部見直しているというような状況にございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○炭谷座長

それでは榎委員をお願いします。

○榎委員

榎でございます。外国籍県民等ところでございますが、啓発活動として行われている広告表示等々につきまして、令和5年度と6年度の取り組み実績を見ると、令和6年度の方が広告表示とかクリック数が伸びてるわけですが、これについて何か県として取り組まれた成果が出ているということなののでしょうか。2つ目は、4ヶ月と書いてあるんですけど、これは4ヶ月限定で、年中実施しているわけではないということなのかというのが質問でございます。

○事務局

No.28のリスティング広告についてご質問いただきました。まず4ヶ月という期間については、例年人権週間が12月にありますので12月から3月までの4ヶ月で実施させていただいております。集中して効果的にできるように、今のところは4ヶ月に限定して実施しております。表示回数やクリック数につきましては、委託事業になりますので委託業者が回数を伸ばすために調整・分析しており、毎年同じ仕様でやっているんですけども、おそらく去年についてはその調整の結果、より表示回数・クリック数が伸びたのではないかなと、こちらでは把握しております。

○炭谷座長

それでは星野委員お願いします。

○星野委員

No.33犯罪被害者のところで、電話相談に関しては、令和5年と6年度で若干減っている感じですが、直接相談件数が令和6年度ですごく増えているなと思いました。直接相談者の新規の方が増えてるのか、リピーターが増えてるのか、その辺をお伺いできればなと思いました。それから、性的マイノリティのところで、37の児童福祉施設の研修がありますが、これは要望ですけど、障害と性的マイノリティとのダブルマイノリティの方が、施設の中で生きづらさを抱えて、それでひきこもりになったりすることもありますので、ぜひ福祉関係の研修もここに加えていただければいいなと思いました。

○事務局

ご質問いただきましたNo.33のくらし安全交通課の「性犯罪性暴力被害者ワンストップ支援事業」のご質問についてはくらし安全交通課に確認した上でご回答させていただきます。もう1点の性的マイノリティのNo.37の児童福祉施設への職員の研修会についてのご意見につきましてはこちらで検討いたします。

○浅野委員

公募委員の浅野と申します。まずNo.4の精神保健福祉センターがご担当されてる心の電話相談事業の件について、電話相談というと何となく繋がりにくいというイメージがすごくあります。月によって相談件数が多いとか、この時期はこういった悩みが多いとかが統計ですすでに出ているのではないかなと思うんですけども、そういった事象が多く発生するときに相談員を増やして対応されてるのかというところが1点。あと、この特定相談として3項目ございますけれども、こちらについて回線を別に分けて相談を実施しているのかっていうところが2点目。もう1つの確認事項としましては、各種研修ですとか懇話会など実施されてるのではないかなと思いますが、研修会などを受けて参加された方にアンケートなどをとって理解度を図ったりですとか、或いはその内容についてどのようなフィードバックがあったかっていうのか確認できるような機会を設けられているのか、その点を確認させていただければと思います。

○事務局

精神福祉保健センターの心の電話相談につきましては、申し訳ありませんが、こちらの方も当センターの方に確認をした上で改めて回答させていただきたいと思います。研修につきましては、少なくとも共生推進本部室でやっている研修ではアンケートはとらせていただいていた、次の研修の検討材料にするということとはよくあることですので、基本的にはそういう形をとらせていただいています。これからも受けてくださった方のご意見を反映させて、より効果的な研修を実施していきたいと思っております、ご意見ありがとうございます。

○炭谷座長

尹委員お願いします。

○尹委員

私は「外国籍県民等」のNo.28について意見と質問があります。この取り組み実績に関してなんですけれども、その前提になります事業の概要のところをご覧ください。インターネットの上のヘイトスピーチを未然に防止するため、差別的な単語を検索した際に、「ヘイトスピーチ許さない」のメッセージを表示するリスティング広告などがあるということなんですけれども。効果が出るとか出ないとかではなくて、この問題っていうのは、差別的な単語が発見されたときに、リスティングされているんですよ。なので令和5年度を見ますと3,529,108回だったのが、令和6年になると5,708,688回、2,179,580回も増えているんですよ。

神奈川県において、共生社会とほど遠く、人権意識がこれだけむしばまれて。効果が出る、出ないではなくて、差別の実態があるっていうことを、そこを読み取っていただきたいなと思います。差別の単語が出たからこそやってるんじゃないんですか。当事者とすればどれだけ怖い社会の中にいるかっていうことを、どうぞ皆さん、他人事ではなく自分のこととして実感していただきたいなという数字です。ここに在日の子供たち、外国籍の子供たち、様々な状況で今いる女性たち、高齢者たち、労働者たち、そういう家族がこの中に住んでいるということ、実態をちゃんと考えて、この次の取り組みにつなげていかなければならないと思います。どうぞそのことを皆で共有していただければなと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございました。まず、検索した回数が表示回数とイコールではないっていうところで、検索したけれども効果的にこの広告が出ない事がありますので、検索した際になるべくこの広告が出るようにという調整をした上で、令和6年度がその表示回数が増えたのではないかなとこちらでは分析しております。なので、令和5年度と令和6年度で、いわゆるヘイトスピーチ、差別的な単語を検索した件数が必ずしも増えているという結果ではないということをご理解いただければと思います。ただ、おっしゃられた通りヘイトスピーチは全然減っていないということはもちろんこちら也十分理解しておりまして、さらにこの施策については、これからも特に力を入れて取り組むべき課題だと思っております。

○尹委員

インターネットのところにも、ヘイトについて、法務局への削除要請依頼件数も令和5年度では51件だったのが187件になっていることも、これも実態だと推測できるんですけれども。(報告件数が)これだけの数があるって、削除依頼は187件だけだったっていうのもどうなんだろうなと思います。数字の読み方が違うのであればもう少し丁寧な報告の仕方をしていただければいいなと思います。でも本当に怖いんです。いつも怖いんです。そういう状況があるということ、ずっとずっと言ってきたんですけれども。インターネット上でヘイトのようなことがあって怖いと言ったら、その当時の委員の方からも、当事者が声を出すしかなかったですよと言われたんですけれども、それが今は外国人だけじゃないですよ。誹謗中傷から始まってたくさんの方が命を落としている状況であります。私は外国籍であるけれども、やっぱり神奈川県民として、自分の置かれている立場から、みんなが本当に安心して過ごせるような社会を作っていかなければいけないと思っておりますので、外国籍の問題だけとしてとらえないで、みんなの問題

としてとらえて、皆さんとも共闘していきたいと思います。

○炭谷座長

ありがとうございます。確かにインターネットの被害というのは外国籍の人だけじゃなくて、例えばLGBTQや被差別部落の問題、いろんな問題に広がっていて、むしろ増加しているところもあるんじゃないかなというふうに心配しておりますが、ただいまのご意見について何かないですか。

○小手室長

ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいた通りのことを、私も本当にそう思っていて、SNSとかインターネットは使い方によっては非常に便利なツールだと思う反面、様々な人権侵害の温床になってしまってるような部分があちこちで見受けられます。この部分、今不十分なところもあるかと思いますが、もっとしっかり取り組んでいかなければならないと思っていますところ。ただ、どういうふうにやったらいいんだろうと。なかなか手ごわい相手というか、自治体レベルでできることとなると難しい部分もあります。ただ難しいからといって手をこまねているのではなくて、専門家ともいろいろ相談をしながら、しっかりと進めていかなければならないと考えているところでございます。

○炭谷座長

次のテーマとも関わるんですけれども、やはり人権問題は今ご説明にあったとおり、インターネットによって大きく質的にも量的にも変わりつつあるんじゃないかなと。これが今最大の問題。現在の人権問題で一番の問題は何ですかという調査を今度されるようですけれども、多分トップはインターネットによる被害だろうと。と申しますのは、私自身が委員を務めております国立市でも同じような調査をやったんですけれども、もう断トツのトップがインターネットでした。インターネットの被害が人権問題に大きい影響を与えているというのが今の状況でございますので、次のテーマのところでもまたいろいろとご意見をいただければと思います。

○炭谷座長

中村委員お願いします。

○中村委員

かながわ女性会議の中村です。普段はインターネット系とかのITエンジニアを何十年かやっているなのでこの分野にちょっと詳しいのでお伝えしたいんです

けど。リスティング広告のクリック率の件なんですけど、これ多分CTRのことだと思うんですけど、何回表示されたうち何回クリックされたかっていう。多分0.6%ぐらいですか。こういった意見広告の類ですと0.5%超えれば大成功って言われるんですね、一般的に。なので、このクリック数とかは決して低いわけではなくて、報告の効果としては一定の成果があったって認められる数です。以上です。

○炭谷座長

はい。ありがとうございます。

○炭谷座長

裴(ペイ)委員お願いをいたします。

○裴委員

今、表(ひょう)に出ているすべてのところに外国人っていうのは引っかかってくるんです。差別はもう隅から隅まで受けていて、私も当事者が声を上げないというのは全く嘘だと思っていて、社会全体の問題としてとらえていくために神奈川県が何ができるのかっていうときに、やはり一番大事なのは啓発。啓発をしない、教育をしないとヘイトスピーチも差別もどんどん増えていく一方で、この10年くらい見ていると県としての取り組みが後退していったのではないかなということを感じます。

多岐にわたって仕事をしているので、どうしてもいろいろ聞きたくなっちゃうんですけども。生活困窮のところのNo.31の生活援護課が担当している「生活困窮者自立相談支援事業」は、令和6年の取り組み実績で支援対象件数が419件となっているんですがここは、県域だけの話なんですか。私自身も鎌倉市でこの生活困窮者自立支援の事業を受託しているインクルージョンネットかながわで仕事をしているので、こんな数じゃないんです。もっとすごいです。もう1つ、澤田さんさっきおっしゃっていた女性相談のところもインクルージョンネットかながわが受託していて、この相談はかなり幅が広くてちょっとした愚痴のようなどころから、本当に深刻なDVですとか、命に関わるような相談が持ち込まれていて、この件数が気になっています。おそらく、県域の数字なんだろうなと思いつつ、質問してるんですけど。答えていただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。生活援護課の事業になりますので直接こちらに確認させていただきます。女性相談の件数についても詳細確認いたします。

○炭谷座長

まだまだご質問があろうかと思えますけれども、時間の関係上、ご質問ある方は直接県の事務局の方にお知らせいただければありがたいと思います。それでは次のテーマの方に移りたいと思います。

(2) 人権意識調査案について

○炭谷座長

今回これを調査していただくことは大変素晴らしいことだと思っております。また個別の団体ヒアリングも併せてやられるということですが、これが指針改定に生かせるんじゃないかなというふうに思っております。私の方から先にご質問したいんですけれども、後ろの方では「その他」という選択肢があるんですけれども、前半の方には「その他」という選択肢がないようです。当てはまるものがないと「特になし」を選ぶことになるので、前半の項目にも「その他」という選択肢が必要なんじゃないかなと思ったんですけれども、これは意図的なのでしょうか。

○事務局

ご指摘いただいたとおり、「その他」の項目が全体で統一されていないので検討します。

○炭谷座長

それともう1つは、18歳以上の人に意識調査をするのに、属性のところに「18歳未満」という選択肢がありますが、単純なミスですね。わかりました。それではご意見をお願いいたします。根本委員。

○根本委員

申し訳ないけれども、何でこれが人権意識調査なのかっていうのは非常によくわかりません。県民の意見を聞いているだけになってしまうのではないのかなと思っています。

同和問題。私たちは基礎資料が欲しいわけで、県民が例えば結婚差別についてどう考えてるのか、賛成するのか反対するのか、親の反対があつたらしないのかとか、そういうことが意識なのであって、それが基礎資料になって初めて指針に反映されるのではないかなと思ってます。一応県内では、我々も各市町村で話し合いをやっているんですけれども。横浜市は10項目あるんですよ。厚木市は去

年から始めて、7項目。川崎市が4項目、横須賀もそのぐらい。差別問合せ事件というのがございまして、県連事務所に来て、自分の息子の嫁が部落かどうか教えてくれって。そういうことを聞きに来たり、或いは電話で、本籍がおかしいところだと言われたとか。息子の嫁や旦那の本籍が部落かどうか教えてくれという電話を、本籍が横浜の方が山口から電話かけてきたという事件があつて。こういうときに、我々が考えるのは、横浜市の人権に関する意識調査を例として挙げるわけですよ。結婚差別とかそういうことと関連するので。差別意識の現段階として我々は見ているわけで、それが良くなってるのか悪くなってるのか。そういうこととして意識調査をやっていただきたいなと。目的が施策を推進するための基礎資料となっているので、意見ということではなくて、やっぱりそういう基礎的なデータを我々としては欲しいなと思ってます。部落問題を例に挙げると、部落問題の解決にはどのようなことが必要だと思いますかという問いは、我々に言わせれば当事者に聞けよと。一般の人は別に部落差別があろうが被害がないわけですよ。先ほど在日の問題もそうですけども、そういう意味で当事者がどう思っているのかということを中心に据えた上で、指針を持ってもらいたいし、そのための基礎資料としてどうなのかということを考えていただきたいなと思いました。これはこれでやられると思うんですけども。先ほど当事者の話を聞くと言っていたが、我々にすれば当たり前のことですけども。各団体の話をきちんと聞いて、各当事者の思いをどう受けとめるか。

最後に項目16の「様々な人権問題」で、新しく出てきた人権問題と先住民族であるアイヌ民族の問題を一緒にするというのは、ちょっと違和感がある。当然、アイヌ民族の問題は人権課題に入れるべきであって、いまだに国会では先住民族としては認めるけれども先住権を認めてないわけで、私も毎年1回北海道に勉強しに行ってますけど。「ゴールデンカムイ」の監修をやってる方が、アイヌ式の狩猟をしたいが、今は衛生法とかでできないので、アメリカに行って毒矢を使った狩猟方法を教わっているんですよ。アメリカに行かなければ文化が継承できないというのが今の現状なんですよ。他も1つ1つ重要な問題ですけども、こういう形でアイヌを入れるってのは非常に違和感がある。ぜひ日本社会における大きな人権課題としてアイヌ民族をきちんと指針に入れて欲しい。神奈川もアイヌが多いんですよ。競馬場があるし。自分の友達でも、神奈川に住んでいる方が多いので、そういう意味では大きな課題なのかなと。結婚差別を受けて神奈川に来てる方もいらっしゃるしね。そういう意味では課題としては大きいのではないのかなと思ってます。以上です。

○炭谷座長

はい、どうもありがとうございました。今出されたご意見、検討していただければと思います。アイヌ民族の問題大変重要な問題だと思います。ただ、この問

いは問 15 までの現在指針に入っている課題に対し、これから新たに指針に何か追加するものがありますかというご質問のような感じですからね。

○根本委員

でもちょっと違和感。県民に聞くわけですから、アイヌ民族の人が見たときにどう思うのかというのは考えて欲しいとは思います。

○炭谷座長

では聞き方を工夫する必要があると思います。それでは萩原さんどうぞ。

○萩原委員

萩原です。調査方法がインターネットでということは、今風なんだと思いますが、30 問を 6 区分 500 人、3,000 人に達するまで、モニターを選びながら回答を求めるところまでわかったんですけど、回答を途中でもういいやと終えてしまった場合は回答したことにカウントするのか。設問の並びによって、こっちが欲しい回答が得られなくても 3,000 に達してしまうのではないかと危惧するんですね。特にインターネットで同じようなパターンの設問が繰り返されると 3 つぐらいで辞めてしまう。カウントされないなら 3,000 まで拾ってもらえるでしょうけど、その辺の仕様をどう考えておられるか教えてください。

○事務局

3,000 人が全問回答していただくまで回答を得るような仕様にしています。なので、なるべく問題数が少なくなるように 30 問程度で調整をしているところで。設問の順番によって回答率が良い悪いということがないようにします。

○炭谷座長

回答が全部そろっていれば有効な回答という感じですね。はい、わかりました。もう大体、こういうものは 30 問ぐらいが限度のような感じはいたしますね。

○炭谷座長

褒委員お願いいたします。

○褒委員

以前、ある自治体の外国人へのアンケートがうちの親族のところに送られてきたんですね。日本で生まれた 70 代で、私もそうですけど、普段の生活はそんな日本人と変わらない。文化や言葉を守っているところではちょっと日

本人とは違うと思いますけども。そういった日本の生活が当たり前のようになっている人が、突然うちに来て、こんなのが来ちゃったのよって言ってその自治体のアンケートの封筒を私に渡したんです。書いて出せばいいじゃないって言ったら、何でこれが私のところにくるの、私が何か悪いことしたんじゃないのって。これに書いて出したらまた何か捕まるじゃないのって。全然悪いこと、オーバーステイもしていないし、在留資格違反をしているわけでも何でもないんですが、彼女はもうすごくそれで怖がって。それでその自治体とうちの団体で話をしたんですね。非常に失礼な設問になっていて、外国人といっても 50～60 年前、戦前に来た在日の人たちと、今来たばかりの言葉もよくわからない人達をごちゃ混ぜにした設問になっていて。あなたがもし何かあったら誰に相談しますかという内容で、相談するところがないかわいそうな外国人にどうしたらいいのかということを知りたいという思惑があったらしいんですけども。それは全然来た時代によって設問の仕方が違うだろうし、私たちにとっては非常に失礼な設問ばかりが並んでいるような感じがしたという話をしました。これも、せっかくやるんですから、設問自体を当事者たちに確認しながらする必要があるのかなと。例えば、今根本さんがおっしゃったアイヌのこともそうだし、私も見ながら違和感を感じて。アイヌの人たちのことは私もよくわからないんですけども、当事者じゃないとわからない差別だとか、当事者の気持ちがどうなのかってということを知るためには、当事者たちから設問の仕方を聞き、誰でもいいわけではないので NPO とか活動してる人たちを通して、きちんとした情報を聞いた上で設問を作っていくってことをしたほうがいいのではないかなと思います。今後の神奈川県の実策に生かしていかなくはいけないわけで、私たちの未来がかかっている話だと思うので、そこのところは議論いただければいいなというふうに思います。

○炭谷座長

はいどうもありがとうございます。大變的確なご助言をいただきましてありがとうございます。確かに関係団体のご意見を 1 度聴取しておいたほうがいいんだろうと思います。

澤田委員お願いします。

○澤田委員

外国籍の方の選ぶ基準が、日本でもう何年暮らしているとか、或いはどういう資格で暮らしているのかだとか、そういうことで選び方が相当違ってくると思うので、その辺をできれば明らかにしてもらえるとありがたいなということが 1 つ思います。

それで、最初のフェイスシートの間5のところの収入なんですが、年金ですか、働いて得る収入だとか、家賃収入とか、いろいろな収入があると思うので、その辺を入れてもらって。それで、100万円未満っていうのはいいと思うんですけど、2番目の100万から300万円がちょっと飛ぶかなという印象があるので、これをもっと細切れにできないんでしょうかと。貧困層のことで言えば200万とかね。300から600万というのも飛び過ぎかなと思います。

それから、4番の職業のところですが、今フリーランスとか、プラットフォームワーカーとかいろんな形で、雇用によらない形態で働いてる方がいらっしゃいます。その方々が入るところがどこになるのか。副業やってる方もいらっしゃいますから。そこを記入ができるようなし方を検討していただいたらいいのかなというふうに思います。

それから、これ（各人権課題の解決策の内容）よりも、権利侵害がどんなふうに行われてるかという実態や実情がわかるものがないと。人権侵害を受けていない人と受けてる人で相当違いがあると思うんですね。今神奈川県で人権が著しく損なわれている分野の実態を、それぞれ各団体にお聞きになるという趣旨だろうと思いますけれども、県民の方からも実態を聞くということもすごく大事ではないかなと思います。調査の柱が大きく変わってしまうのでこれは意見ですけど、その実態が県民に共有されてこそ、どういう方向をみんなで考えていくのかということができると思うんですね。以上です。

○炭谷座長

それでは松本育子さんお願いいたします。

○松本育子委員

弁護士の松本です。私も先ほどの澤田委員の意見に共感するところがありまして。というのも、私の今回の調査のイメージというのが、実際に差別とか人権侵害を受けている方の実体験を調査するところから出発するのかなという感覚を持っていて、調査項目の間1・間2が実態を聞いている部分だと思うんですけども、間2で少し具体化して掘り下げてはいますが、その掘り下げ方がそこで止まってしまっています。そのあと各分野について聞いているんですけども、これは人権侵害を受けたかどうかは問わずに、一般抽象論としてその方の考え方を聞いている項目になっています。ですが、私が主眼として欲しいのは間1間2のところで、実体験として人権侵害差別を受けていらっしゃる方がどういう差別・人権侵害を受けていて、そしてそれがどのような影響を日々の暮らしの中で及ぼしていて、その方がどういった問題抱えているのかというところをもっと掘り下げることでと思っています。また、間2のところに「不平等や不利益な

扱いを受けた」という項目があるんですけど、ここは非常に抽象的で、前半の議論で出てきたようなその国籍や人種による差別とか門地による差別とか、そういったところが文言としても出てきていないので、憲法の14条に定められている、性別とか信条、人種国籍、門地などによる差別の問題が、この質問に生かされていないといけないと思うんですね。なので、そこを切り込んでいって、実体験としてどれだけの県民の方がつらい思いされているのかということのをこの調査で明らかにしていっていただきたいと非常に思いました。

それからもう1点だけ。問6ですけれども、「あなたが人権侵害に直面したときにどのような方法なら相談しようと思いますか」という項目の選択肢に、様々な公的機関とか民間支援団体による相談窓口が列挙されていますけれども、その下に「相談しないで我慢する」という選択肢があります。ここ非常にポイントでして、相談しないで我慢するとか何もできないでどうしていいかわからないっていう方すごく多いと思うんですけども、相談しないで我慢してしまってる方々が、どうしてその相談窓口にたどり着いてないのかっていうところ、何で相談を躊躇してしまうのかっていうところの理由をぜひ聞いていただきたいなと思います。その壁をできるだけ取り払う、支障になっていることを取り払うということが行政に求められていて、1つの施策の方につなげるヒントになるのではないかなと思いますので、その2点を意見として申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○炭谷座長

はい、ありがとうございます。それでは続いて松本葉子さんの方お願いいたします。

○松本葉子委員

田園調布学園大学の松本と申します。私も人権意識調査の案を見させていただいたときに、ちょっとぼんやりしてしまうかなと感じました。特に、問2のところで、複数選択して回答していても、相談について話したいのか、それともその内容のひどさについて語りたいのかというように、人それぞれ、どれだけ深掘りしたいかが違うので、その部分を自由記述などで書けるといいのかなっていうふうに思いました。それから、問6ですけれども、相談しないで我慢するっていう以外に、家族や友人には相談しているとか、身近な友人には相談するとか、公的機関と言ってもそれが警察なのか、民生委員さんなのか、学校の先生なのか、本来どこに相談に繋がっているのかということで支援の方策が変わってくると思う。「我慢する」の選択肢だと、我慢したわけではないんだよな、友達や学校の先生には伝えて学校の先生が動いてくれたんだよな、ということがあると思

うので、相談しないで我慢する人がなぜ躊躇していたのかももちろんそうですし、公的な機関とか他の機関には相談しなかったけどインフォーマルな資源にはどうやって繋がったのかというところを聞くのが人権侵害を受けている方に寄り添う形になるのかなと思いました。

それから私は疾病等に関する担当としてこの場にいるもので、項目8の「疾病等」にかかる人権課題についてなんですが、先ほど、推進指針の施策のところではH I Vのことだけが説明されていました。でも意識調査にはハンセン病ですとか、癌ですとか、肝炎のことも書かれているので、リンクさせるのであれば、双方にその項目がないといけないかなと思っています。

それから問16について、詳細は事務局の方にメールをしようかなと思ってるんですが、問16の選択肢のところに医療機関を支援することっていう選択肢があるのですが、どういうことかなと。ちょっとぼんやりしてるかなと。医療の現場における患者さんの人権ってすごく大きくて、インフォームドコンセントのことが、4点目の「保健医療サービスの適切な選択ができるように正確な情報提供を行うこと」に書かれているんですが、実際のインフォームドコンセントは、十分な説明を行って、患者さんが理解をして納得した上で医療を受けるってそこまでが、その患者の人権を守るっていうところなので、その文言とかは、今一度精査したほうがいいかなと思いました。以上です。

○炭谷座長

萩原委員をお願いします。

○萩原委員

外国籍県民も対象とするとご説明があったと思うんですが、フェイスシートに障害とか性別は項目があるんですけど、外国籍であるかどうかというフェイスシートにはありませんが、どうやって外国籍の方が回答したかどうかを把握するのか教えてください。

○事務局

確認して検討します。

○炭谷座長

まだまだご意見があろうかと思いますが、もしございましたら事務局へメールなどでご意見をいただければと思っております。それでは、まだまだ議論が時間不十分かと思いますが、時間もきましたので意見交換はこれまでとさせていただきます。

それでは本日は本当にどうもありがとうございました。

(資料)

- ・第 17 期かながわ人権政策推進懇話会 委員名簿
- ・資料 1 令和 6 年度かながわ人権施策推進指針取組状況報告（概要版）
- ・資料 2 神奈川県人権意識調査項目案